

地方独立行政法人府中市病院機構職員給与規程

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(臨時職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当(臨時的に支払われるものを除く。以下この条において同じ。)、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年度に係る勤務時間(その年度の総日数から地方独立行政法人府中市病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)に規定する週休日及び休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、理事長が定める勤務時間をいう。)で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び理事長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の額は参入しないものとする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が正規の勤務時間中勤務しないことにつき理事長の承認があった場合でも、事情によっては理事長が定める基準により、給与額を減額することができる。

3 前2項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給す

る時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにこれを1円に切り上げるものとする。

- 2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数）の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

（控除）

第6条 この規程に基づく給与は、法律により特に認められた場合を除き、現金で支給しなければならない。ただし、労使協定に基づき決定したものについては、毎月支給する給与から控除することができる。

- 2 給与は、労使協定に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

（給料）

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与を除いた額とする。

（給料表）

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表（別表第1）
- (2) 医療職給料表（一）（別表第2）
- (3) 医療職給料表（二）（別表第3）
- (4) 医療職給料表（三）（別表第4）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第5に定める級別標準職務表のとおりとする。

- 3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

- 2 職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員については57歳を超える職員）を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給方法）

第10条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。ただし、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮することができる。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日に支給する。
- 3 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、その月内において支給日を変更し、又は2回以上に分割して支給することができる。

第11条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（給料の日割計算）

第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合には、おけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例(平成14年府中市条例第1号)に基づき府中市から派遣され、又は派遣後府中市に復帰した場合
- (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合
(家族手当)

第13条 家族手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある者

3 家族手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における家族手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間のある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合

2 家族手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、家族手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、家族手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 家族手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、家族手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、家族手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における家族手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定を除く。）及び家族手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定について準用する。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる程度の身体障害のため、歩行することが著しく困難である職員以外

の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することが常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び前号の規定に該当する職員を除く。)

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の表の各号の区分に従い当該各号に定める額とする

通勤距離	自動車等
1 片道2キロメートル以上4キロメートル未満のもの	2,500円
2 片道4キロメートル以上6キロメートル未満のもの	3,500円
3 片道6キロメートル以上8キロメートル未満のもの	4,500円
4 片道8キロメートル以上10キロメートル未満のもの	5,500円
5 片道10キロメートル以上12キロメートル未満のもの	6,500円
6 片道12キロメートル以上15キロメートル未満のもの	7,500円
7 片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの	9,500円

8 片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの	12,000円
9 片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの	14,500円
10 片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの	17,000円
11 片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの	19,000円
12 片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの	21,000円
13 片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの	21,800円
14 片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの	22,700円
15 片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの	23,600円
16 片道60キロメートル以上	24,500円

4 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員で、住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離が片道2キロメートル以上であるものには、第2項に規定する額に、前項の表各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額を加算して支給する。この場合において前項の表中「通勤距離」とあるのは、「住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離」と読み替えるものとする。

5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他特別な事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住宅手当)

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、

月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の職員用宿舎を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、その家賃の額に応じ、次表に定めるとおり住宅手当を支給する。

家賃月額	住宅手当支給額
12,000円以下	支給なし
12,000円を超え15,000円以下	3,000円
15,000円を超え23,000円以下	家賃－12,000円
23,000円を超え55,000円以下	(家賃－23,000円)÷2(100円未満切捨て)+11,000円
55,000円を超える	27,000円

- 2 次条の規定により別居手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の職員用宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるものについては、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の月額の住宅手当を支給する。
- 3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものについては、第1項の規定により支給される住宅手当及び前項の規定により支給される住宅手当の合計額を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（別居手当）

第17条 別居手当は、次の各号のいずれにも該当する職員に支給する。

- (1) 住居の移転に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった場合（ただし、父母の疾病その他やむを得ない事情による別居に限る。）
 - (2) 通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして前項の別居を行わなければ通勤が困難である場合
- 2 別居手当の月額は、20,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、18,000

円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、別居手当の支給の調整に関する事項その他別居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人府中市病院機構職員特殊勤務手当規程で定める。

(医師確保手当)

第19条 病院に勤務する医師に対し、病院への貢献度、医療技術等を勘案し、月額350,000円を限度として医師確保手当を支給することができる。

- 2 医師確保手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(連携協力手当)

第20条 病院に勤務する医師で法人が運営する他の病院で行う診療、手術等に協力した者に対して、日額20,000円を支給する。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務
100分の125

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第22条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項の休日は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に規定する休日にあつて、当該休日に代わる日として第2号に規定する休日を指定した場合は、この限りでない。

(1) 勤務時間等規程第7条に規定する休日(勤務時間等規程第3条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつて、当該休日と同規程第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる祝日法第3条に規定する休日の直後の正規の勤務日

(2) 勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、同規程第7条に規定する休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日(以下「休日の代休日」という。)

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、職員が任命権者の命により宿日直勤務に服した場合において、その勤務回数に応じてこれを支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その勤務1回につき次の区分による額以内とする。

区分		金額
医師	宿直及び日直	18,200 円
	宿直及び日直 (週休日又は祝日法による休日等 若しくは年末年始の休日等に勤務 した場合)	20,000 円
その他の職員	宿直及び日直	6,100 円

備考

- 1 勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれの区分の金額について半額とする。
- 2 宿日直手当の額が同種の職にある者に対して支給される労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の割増賃金の基礎となる賃金の1人1日平均額の3分の1を下回る場合は、当該3分の1の金額とする。
- 3 住込勤務その他連続して宿日直勤務に服する場合の宿日直手当の額は、前各項の規定にかかわらず、予算の範囲内において月額を定めて支給する。
- 4 第1項の勤務は、第21条、第22条第2項及び第23条第1項の勤務には含まれないものとする。ただし、災害の発生その他により第1項の勤務以外の勤務に服すべきことを命じた場合は、この限りでない。

(役職手当)

第25条 職員のうち別表第6に掲げる職員の職に対し、その職務の特殊性に基づき同表に掲げる額を役職手当として支給する。

- 2 前項に定める役職手当は、職員がその職にある期間に限り支給する。ただし、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。

- 3 前2項に定めるもののほか、役職手当の支給については、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第26条 新たに職員として採用する者で、必要のあるものに対し、初任給の調整額として、初任給調整手当を支給することができる。

- 2 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(賞与)

第27条 賞与は、法人の業績が特に良好と認められる場合に、理事長が定める基

準日に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対し支給する。

- 2 賞与の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（手当の支給方法）

第28条 家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当（臨時的に支払われるものを除く。）、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当は、当月分を当月に支給する。

- 2 特殊勤務手当（臨時的に支払われるもの）、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌月に支給する。
- 3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
- 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第10条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

（休職者の給与）

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給与の全額を支給することができる。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

（給料等の訂正）

第30条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（補則）

第31条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(法人移行職員に係る給与の決定)
- 2 施行日において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給又はその1号上位の号給とする。
- 3 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇給、昇格及び降格に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの府中市職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の給料を調整することができる。
- 5 施行日前に府中市において行われた法人移行職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当に係る認定については、法人において行った家族手当、通勤手当及び住宅手当とみなす。
- 6 平成24年4月に支給される特殊勤務手当(臨時的に支払われるもの)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成24年3月の府中市職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

(派遣等職員の給与)

- 7 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例に基づき、府中市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定により算定した額を法人が支給する。ただし、府中市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年府中市条例第16号)その他府中市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を下回るときは、その差額を法人が支給する。

(出向職員の給与)

- 8 広島県厚生農業協同組合連合会(以下この項において「厚生連」という。)と法人との契約に基づき、厚生連から法人に出向する職員の給与については、別に定める。

別表第1(第8条関係)

事務職給料表

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600

30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	

65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	
86	239,700	294,800	343,200	383,900		
87	240,400	295,100	343,700	384,500		
88	241,100	295,500	344,200	385,100		
89	241,900	295,800	344,600	385,800		
90	242,400	296,200	345,100	386,400		
91	242,900	296,600	345,600	387,000		
92	243,400	297,000	346,100	387,600		
93	243,700	297,100	346,300	388,300		
94		297,500	346,800			
95		297,900	347,300			
96		298,300	347,800			
97		298,500	347,900			
98		298,900	348,400			
99		299,300	348,900			

100	299,700	349,400			
101	299,900	349,700			
102	300,300	350,100			
103	300,700	350,500			
104	301,100	350,900			
105	301,300	351,400			
106	301,600	351,800			
107	302,000	352,200			
108	302,400	352,600			
109	302,600	353,100			
110	303,000	353,500			
111	303,400	353,900			
112	303,700	354,200			
113	303,800	354,700			
114	304,200				
115	304,600				
116	305,000				
117	305,200				
118	305,500				
119	305,800				
120	306,100				
121	306,500				
122	306,800				
123	307,100				
124	307,400				
125	307,800				

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤（短時間勤務を含む。）の職員、臨時的に雇用される職員など他の規程に定めのある職員を除く。なお、必要な場合は最終号給に直前の号給との間差額を加算し、以後も同様にすることができるものとする。

別表第2（第8条関係）

医療職給料表（一）

（円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	295,400	337,000	404,000	520,000
2	298,600	340,200	406,900	522,200
3	301,700	343,400	409,800	524,400
4	304,800	346,600	412,700	526,600
5	307,800	349,800	415,600	528,800
6	311,700	353,300	418,400	531,300
7	315,600	356,800	421,200	533,800
8	319,500	360,300	424,000	536,300
9	323,400	363,500	426,600	538,800
10	326,500	367,400	429,300	541,200
11	329,600	371,300	432,000	543,600
12	332,700	375,200	434,700	546,000
13	335,600	379,000	437,300	548,200
14	338,900	381,900	439,900	550,500
15	342,200	384,800	442,500	552,800
16	345,500	387,700	445,100	555,100
17	348,600	390,600	447,500	557,200
18	351,800	393,500	450,100	559,500
19	355,000	396,400	452,700	561,800
20	358,200	399,300	455,300	564,100
21	361,300	402,000	457,700	566,400
22	365,000	404,800	460,100	568,400
23	368,700	407,600	462,500	570,400
24	372,400	410,400	464,900	572,400
25	376,000	413,000	467,100	574,400
26	378,800	415,700	469,400	577,000
27	381,600	418,400	471,700	579,600
28	384,400	421,100	474,000	582,200
29	387,300	423,600	476,300	584,800
30	389,900	426,100	478,500	587,100
31	392,500	428,600	480,700	589,400

32	395,100	431,100	482,900	591,700
33	397,500	433,400	485,200	593,900
34	399,800	435,800	487,300	596,200
35	402,100	438,200	489,400	598,500
36	404,400	440,600	491,500	600,800
37	406,800	442,900	493,600	602,900
38	408,900	445,300	495,700	605,000
39	411,000	447,700	497,800	607,100
40	413,100	450,100	499,900	609,200
41	415,300	452,400	502,000	611,000
42	417,300	454,700	504,000	613,000
43	419,300	457,000	506,000	615,000
44	421,300	459,300	508,000	617,000
45	423,400	461,500	509,800	618,700
46	425,400	463,800	511,700	620,600
47	427,400	466,100	513,600	622,500
48	429,400	468,400	515,500	624,400
49	431,500	470,500	517,200	626,000
50	433,300	472,600	519,000	627,900
51	435,100	474,700	520,800	629,800
52	436,900	476,800	522,600	631,700
53	438,800	478,900	524,500	633,300
54	440,600	480,700	526,300	635,100
55	442,400	482,500	528,100	636,900
56	444,200	484,300	529,900	638,700
57	446,100	486,000	531,700	640,400
58	447,900	487,800	533,500	642,000
59	449,700	489,600	535,300	643,600
60	451,500	491,400	537,100	645,200
61	453,400	493,000	538,800	646,500
62	454,600	494,800	540,400	648,100
63	455,800	496,600	542,000	649,700
64	457,000	498,400	543,600	651,300
65	458,200	500,000	545,200	652,800
66	459,200	501,300	546,600	654,300

67	460,200	502,600	548,000	655,800
68	461,200	503,900	549,400	657,300
69	462,100	505,200	550,600	658,500
70	462,800	506,500	551,600	660,000
71	463,500	507,800	552,600	661,500
72	464,200	509,100	553,600	663,000
73	464,900	510,300	554,700	664,500
74	465,600	511,200	555,600	666,000
75	466,300	512,100	556,500	667,500
76	467,000	513,000	557,400	669,000
77	467,500	513,900	558,300	670,400
78	468,200	514,800	559,200	671,800
79	468,900	515,700	560,100	673,200
80	469,600	516,600	561,000	674,600
81	470,100	517,500	561,900	675,800
82	470,800	518,400	562,800	677,200
83	471,500	519,300	563,700	678,600
84	472,200	520,200	564,600	680,000
85	472,700	521,100	565,500	681,200
86	473,300	522,000	566,400	682,500
87	473,900	522,900	567,300	683,800
88	474,500	523,800	568,200	685,100
89	475,100	524,600	569,100	686,400
90	475,700	525,500	570,400	687,700
91	476,300	526,400	571,700	689,000
92	476,900	527,300	573,000	690,300
93	477,400	528,100	574,200	691,500
94	478,000	529,000	575,400	692,800
95	478,600	529,900	576,600	694,100
96	479,200	530,800	577,800	695,400
97	479,700	531,600	579,000	696,500
98	480,300	532,500	580,200	697,800
99	480,900	533,400	581,400	699,100
100	481,500	534,300	582,600	700,400
101	482,000	535,100	583,800	701,400

102	482,600	536,000	585,000	702,700
103	483,200	536,900	586,200	704,000
104	483,800	537,800	587,400	705,300
105	484,300	538,600	588,400	706,300
106			589,600	
107			590,800	
108			592,000	
109			593,100	
110			594,300	
111			595,500	
112			596,700	
113			597,700	
114			598,900	
115			600,100	
116			601,300	
117			602,300	
118			603,500	
119			604,700	
120			605,900	
121			606,900	
122			608,100	
123			609,300	
124			610,500	
125			611,700	
126			612,900	
127			614,100	
128			615,300	
129			616,400	
130			617,600	
131			618,800	
132			620,000	
133			621,100	

備考 この給料表は、病院に勤務する医師に適用する。なお、必要な場合は最終号給に直前の号給との間差額を加算し、以後も同様にすることができるものとする。

別表第3(第8条関係)

医療職給料表(二)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900

28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400

63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300	
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900	
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500	
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000	
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600	
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200	
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800	
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500	
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100	
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700	
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300	
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000	
86		291,900	328,500	350,300		
87		292,100	328,800	350,700		
88		292,300	329,200	351,100		
89		292,700	329,600	351,500		
90		292,900	330,000	351,900		
91		293,100	330,400	352,300		
92		293,300	330,800	352,600		
93		293,700	331,300	353,000		
94		293,900	331,600	353,400		
95		294,100	332,000	353,800		
96		294,400	332,400	354,100		
97		294,800	332,600	354,600		

98	295,100	333,000	355,000
99	295,400	333,400	355,400
100	295,700	333,800	355,800
101	296,000	334,000	356,300
102	296,300	334,400	356,700
103	296,600	334,800	357,100
104	296,900	335,000	357,500
105	297,200	335,100	358,000
106		335,500	
107		335,900	
108		336,300	
109		336,500	
110		336,900	
111		337,300	
112		337,700	
113		337,900	

備考 この給料表は、病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、介護福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士及び栄養士に適用する。なお、必要な場合は最終号給に直前の号給との間差額を加算し、以後も同様にすることができるものとする。

別表第4(第8条関係)

医療職給料表(三)

(円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300

8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700

43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	

78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	

113	295,900	327,700	362,000	381,100		
114	296,200	328,100	362,500			
115	296,600	328,500	363,000			
116	296,900	328,800	363,400			
117	297,200	329,100	363,800			
118	297,500	329,500	364,300			
119	297,800	329,900	364,800			
120	298,200	330,300	365,300			
121	298,500	330,500	365,700			
122	298,900	330,900	366,200			
123	299,300	331,300	366,700			
124	299,700	331,700	367,200			
125	299,900	331,900	367,600			
126	300,200	332,200				
127	300,600	332,600				
128	301,000	332,900				
129	301,200	333,000				
130	301,600	333,400				
131	302,000	333,800				
132	302,400	334,200				
133	302,600	334,500				
134	303,000	334,900				
135	303,400	335,300				
136	303,800	335,700				
137	304,000	336,000				
138	304,300	336,400				
139	304,700	336,800				
140	305,100	337,200				
141	305,300	337,500				
142	305,700	337,900				
143	306,100	338,300				
144	306,400	338,700				
145	306,500	339,000				
146	306,900	339,400				
147	307,300	339,800				

148	307,700	340,200			
149	307,900	340,500			
150	308,200	340,900			
151	308,500	341,300			
152	308,800	341,700			
153	309,200	342,000			
154	309,500				
155	309,700				
156	310,000				
157	310,400				
158	310,700				
159	311,000				
160	311,300				
161	311,700				
162	312,000				
163	312,300				
164	312,600				
165	313,000				
166	313,300				
167	313,600				
168	313,900				
169	314,300				

備考 この給料表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。なお、必要な場合は最終号給に直前の号給との間差額を加算し、以後も同様にすることができるものとする。

別表第5(第8条関係)

級別標準職務表

	級	代表的な職
事務職	1・2級	主事等
	3級	主任主事等
	4級	主任等
	5級	係長等
	6級	課長等

	7 級	事務長等
医療職（一）	1 級	医員等
	2 級	医長、医員等
	3 級	副院長、医長等
	4 級	院長等
医療職（二）	1～4 級	薬剤師等
	5 級	主任等
	6 級	科長等
医療職（三）	1～3 級	看護師等
	4 級	主任等
	5 級	看護師長等
	6 級	総看護師長等

備考 理事長が特に必要と認めたときは、上位又は下位の級に決定することができる。

別表第6（第24条関係）

役職手当額表

役職名	支給月額
院長	160,000円
副院長	100,000円
医長	70,000円
医員	50,000円
総看護師長	40,000円
総看護師次長、看護師長、科長、施設科長、室長（事務局及び地域医療連携室に限る。）	35,000円
主任（医療職（二）及び医療職（三）の給料表を適用する者に限る。）	15,000円
事務長（事務局長兼務者）	50,000円
事務長（事務局次長兼務者）、課長	40,000円
主幹	35,000円
係長	15,000円